

## お試し価格表示差止請求事件和解にあたって

2017年6月2日

内閣総理大臣認定適格消費者団体  
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク  
理事長 高 篤 英 弘（京都産業大学法務研究科教授）  
〒604-0847京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番  
地ヒロセビル4階  
電 話 075-211-5920  
F A X 075-746-5207

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、平成19年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である。

当NPO法人が原告となって、京都地方裁判所に提起した、お試し価格表示差止請求事件について、2017年6月2日、被告合同会社BRONXと和解が成立した。

### 第1 本訴訟の概要

平成29年1月11日、当NPO法人は、合同会社BRONX（以下「被告」という。）に対し、景品表示法30条に基づく差止請求訴訟を提起した。

被告は、被告の運営するウェブサイトにおいて、スムージーを販売しているところ、その広告が、あたかも、1回だけ、特別価格980円で購入できるかのように、消費者を誤認させるもので、当NPO法人は、被告ウェブサイトの表示が有利誤認（景品表示法30条1項2号）に該当するものとして、この表示の差し止めを求めた。

請求の趣旨は、概要、「被告は、対象となる商品が、「980円」と表示されている直前又は直後に、「980円」の表示の少なくとも半分以上のポイントで、3280円での、さらに4回の購入が義務付けられ、最低支払総額が1万4100円となることを表示せずに、対象となる商品が「980円」であると示す表示を被告のウェブサイトで行ってはならない」というものである。

### 第2 和解の成立

今般、この訴訟について、下記和解条項のとおり和解が成立した。これは、被告が、これまで表示していたウェブサイトの表示を、消費者の誤認を招かない表示に是正させたものであり、当NPO法人の勝訴的和解といえる。

1 被告は、下記対象となる表示記載の表示を行わない。

記

(表示媒体)

被告ウェブサイト

(対象となる商品)

「Natural Original Smoothie (ナチュラルオリジナルスムージー)」

(表示内容)

上記対象となる商品が、「980円」と表示されている直前に、「980円」の表示の少なくとも半分以上のポイントで、3280円での、さらに4回の購入が義務付けられ、最低支払総額が1万4100円となることを表示せずに、対象となる商品が「980円」であると示す表示。

2 被告は、被告ウェブサイト上の本件商品の申込画面において、本件商品を「キレイ痩せコース」で購入する場合の総額が1万4100円（税別）であることを表示し、当該表示の直後に、申込画面から入力確認画面に進むためのハイパーリンクを貼った表示を表示する。

3 被告は、被告ウェブサイト上の本件商品の入力確認画面において、定期購入及び2回目以降の価格が通常価格であることを明示し、これらの条件を反映させた契約内容を表示する。

4 原告はその余の請求を放棄する。

5 訴訟費用は、各自の負担とする。

### 第3 本訴訟の社会的意義

国民生活センターは、平成28年6月16日付で、消費者がホームページやウェブサイトにおいて、商品を通常価格より安い価格で購入したところ、実際は定期購入だったというトラブルが急増していると報道発表していた。

このような報道発表にもかかわらず、消費者の誤解を招く表示をしている事業者のホームページ広告は、依然として存在していたところ、本訴訟により、そのようなホームページ広告の問題性が明らかとなり、その1つが、景品表示法を遵守するものに是正されたことには大きな社会的意義がある。

#### 第4 今後の課題等

しかし、当然ながら、本訴訟により解決したのは、社会に存在する問題の氷山の一角である。

そもそも、景品表示法は、頻発し、かつ、波及性・昂進性のある不当表示等の行為に対し、効果的に行政上の措置を講じることができるようにするための法律である。

インターネット広告には、次の2点の性質がある。1点目は、現代社会においては、事業者の主要な広告手段であり、その数は相当多数に上ること。2点目は、事業者が、行政処分等によって景品表示法上違法と認定されたウェブサイトを是正しつつも、別のドメインにおいて、引き続き法律上問題のある広告を続けることが容易であることである。

このようなインターネット広告の性質を踏まえれば、適格消費者団体による差し止め活動には、自ずから限界がある。

消費者庁をはじめとする各行政機関は、本件と同様の問題のあるお試し価格表示について、速やかかつ徹底的に措置命令で対応すべきである。

当NPO法人としては、問題のあるインターネット広告について、調査・検討を引き続き行っていく。